特定非営利活動法人　高島藤樹会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人高島藤樹会（以下「当会」という。）という。

（事務所）

第２条　当会は、主たる事務所を滋賀県高島市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　当会は、郷土の偉人で近江聖人と称えられた中江藤樹先生（以下「先生」という。）の遺徳に親しむ高島市民をはじめすべての人々に対して、先生の思想の現代的意義研究および顕彰に関する事業を行い、わが国のひとづくり、まちづくりの振興に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　当会は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　当会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　先生関連フォーラム、研修会等開催事業

②　先生顕彰のための表彰事業

③　先生の教えを普及するための教材開発事業

④　先生の教えの現代的意義研究・人間学学習事業

⑤　当会の広報事業

⑥　先生関連物品販売事業

(2)　その他の事業

①　その他の物品販売事業

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　当会の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　当会の目的に賛同して入会した個人

(2)　賛助会員　当会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しな

ければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　当会に次の役員を置く。

(1)　理事　10人以上20人以下

(2)　監事　　2人

２　理事のうち、１人を会長、２人を副会長、３人以上５人以下を常務理事とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　会長、副会長及び常務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又は当会の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条　会長は、当会を代表し、その業務を総理する。

２　会長以外の理事は、法人の業務について、当会を代表しない。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　常務理事は、会長が定める担当業務を分掌し、執行する。自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

５　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当会の業務を執行する。

６　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　当会の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、当会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重

大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は当会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第19条 当会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

(顧問)

第20条 当会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者または当会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、当会の運営に関して会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 第15条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 総会

(種別)

第21条 当会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

3 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第６項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第33条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条第２項及び第38条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　当会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の区分）

第40条　当会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第41条　当会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　当会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第43条　当会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第44条　当会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の決議を経た後、通常総会において報告するものとする。

（事業報告及び決算）

第45条　当会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第46条　当会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　当会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の２分の１以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的

(2)　名称

(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5)　社員の得喪に関する事項

(6)　役員に関する事項

(7)　会議に関する事項

(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)　残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項

(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第49条　当会は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続き開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　当会が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、当会と類似の目的を有する特定非営利活動法人もしくは高島市に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　当会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページおよび官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）

第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、当会の成立の日から施行する。

2　当会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	上田　藤市郎
副会長	弘部　健次
副会長	北川　暢子
常務理事	川越　清司
常務理事	飯田　典子
常務理事	石田　弘子
常務理事	清川　貞治
理事	小多　偕裕
理事	髙谷　美智子
理事	三田村　弘子
理事	小林　忠伸
理事	足立　清勝
理事	髙橋　志郎
理事	多胡　　賢
理事	田中　清行
理事	清水　鉄次
理事	三田村　治夫
理事	深川　澄雄
理事	徳丸　かづゑ
監事	古谷　芳實
監事	山本　義雄

3　当会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月31日までとする。

4　当会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　当会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6　当会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員（個人）　　年会費　1,000円（1年間分）

(2)　賛助会員（個人及び団体）　年会費1口10,000円（1年間分）　1口以上

7　当会の設立当初の主たる事務所は、滋賀県高島市安曇川町上小川225番地1に置く。

8　変更後の定款は、平成29年6月18日から施行する。